

労働者派遣事業について（その1）

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が派遣先事業主と労働者派遣契約を締結して、「派遣元事業主が雇用する労働者」を派遣先事業主の指揮命令下で労働に従事させることを言います。この労働者派遣事業には、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の2種類があります。昨年来、マスコミ等で報道されている所謂『偽装請負』問題の影響で、この労働者派遣の申請件数が大幅に増加しています。数回に分けて概説する予定です。

●労働者派遣事業ができない事業

左記の業務は、労働者派遣事業の適用除外業務であり、原則として労働者派遣はできません。

①	港湾運送業務
②	建設業務
③	警備業務
④	医療関係の業務（例外あり） 派遣先において団体交渉又は協定締結等協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務
⑤	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士又は行政書士の業務
⑥	建築士事務所の管理建築士の業務
⑦	

●労働者を派遣できる期間

労働者派遣法では、業種によって労働者を派遣できる期間が定められています。定められた期間を超えた派遣は原則としてできませんので注意が必要です。

(1) 制限なし（政令で定める26業種等）

1	情報処理システム開発
2	機械設計の業務
3	放送機器等操作の業務
4	放送番組等演出の業務
5	事務用機器操作の業務
6	通訳、翻訳、速記の業務
7	秘書の業務
8	ファイリングの業務
9	調査の業務
10	財務処理の業務
11	取引文書作成の業務
12	デモンストレーションの業務
13	添乗の業務
14	建築物清掃の業務
15	建築設備運転、点検、整備の業務
16	案内・受付、駐車場管理の業務
17	研究開発の業務
18	事業の実施体制の企画・立案の業務
19	書籍等の制作・編集の業務
20	広告デザインの業務
21	インテリアコーディネーターの業務
22	アナウンサーの業務
23	OAインストラクションの業務
24	テレマーケティングの営業の業務
25	セールスエンジニアの営業の業務
26	放送番組に係る大道具、小道具の業務

*産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務

*介護休業等を取得する労働者の業務

*3年以内の「有期プロジェクト」業務

*日数限定業務

その業務が1カ月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数の半分以下でかつ10日以下の業務

(2) 3年を限度

前記政令で定める26業種等以外は、原則として3年が上限の期間となります。物の製造業務も本年3月より1年から3年に延長されました。

★偽装請負の5つのパターン

① 代表型	発注者が直接指揮命令し、時間管理などを行う。
② 形式だけ責任型	形式的に責任者を置き、指示を仲介するだけ。
③ 使用者不明型	社員と複数会社の請負労働者が混在。指示が入り組み、使用者が不明になる。
④ 一人請負型	労働者を個人事業主扱い。実際には指揮命令する。
⑤ 出向偽装型	正社員を請負会社に「出向」させ請負労働者を指揮する。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>